

通勤手当制度の見直しについて

職員からの届出と認定される通勤経路が異なるケースが一定数生じていることから、通勤にかかる職員の負担軽減を図り、もって生産性の向上に資することを目的とし、より通勤実態に即した合理的な制度とするため、次のとおり改正する。

1 改正内容の詳細

別紙のとおり

2 実施時期

令和4年4月予定

3 その他

制度移行に関して再認定（洗い替え）は行わず、届出があったものから適用する。